

平成23年7月1日

役員報酬規程

第1条 常勤役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

第2条 役員の報酬は、本俸及び期末手当とする。

第3条 本俸の報酬月額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 理事長 | 140万円 |
| (2) 専務理事 | 110万円 |
| (3) 常務理事 | 96万円 |
| (4) 理事・監事 | 75～84万円 |

第4条 期末手当は、年間それぞれの報酬月額の4か月分とする。
ただし、財務状況等により加減することがある。加算の場合には、報酬月額の1か月分を限度とする。

第5条 本俸は、毎月21日に支給する。

第6条 期末手当の支給時期は、毎年6月と12月の2回とする。

第7条 この規程は、平成23年7月1日から1年間適用する。

平成14年9月1日

役員退任慰労金規程

- 第1条 役員退任慰労金については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 退職金の支給率は、理事長、専務理事および常務理事については在職期間1月につき報酬月額 $\frac{100}{100}$ 分の28とし、常勤理事および常勤監事については $\frac{100}{100}$ 分の25とする。支給金額は万円単位に切り捨てる。
- 第3条 役員 $\frac{100}{100}$ の通算在任年数が6年を超える場合には、退任時から遡及して、超える在任期間を $\frac{100}{100}$ の1に圧縮する。
- 第4条 在任中の功績が特に顕著と認められる者には、勤務年数および功績を勘案して功績加算を行うことができる。
- 第5条 この取扱いは、平成14年9月1日から適用し、平成14年8月31日までの在任期間分については、従前の取扱い基準「役員退任慰労金の支給について」によるものとする。